

吉野町デジタル変革条例（案）に関するパブリックコメントにお寄せ頂いた意見と町の考え方

番号	項目	ご意見	回答（町の考え方）
1	第6条	第6条の始まりの口調。*****地域社会への変革を進めます。 が他の第*条の口調と違うので違和感を覚えます	ご指摘を踏まえ、第6条の文言を以下の通り修正します。 第6条 町は、次に掲げる事項を基本原則として、デジタル技術を活用した持続可能な地域社会への変革を <u>進めなければなりません。</u>
2	第1条	①第1条の目的の文章がわかりにくい。 （目的）の上段の3行を言い換えたモノと思われませんが、上段の3行の文章の方がわかりやすい。 ②具体的なことは、書けない（これからなので わからない）ことは理解しますが、条例の目的（=第1条）の「持続可能な地域社会への変革」に向かうようなことをイメージできるような内容が条例文の中にないことはちょっと寂しいです。	本条例においては、その基本理念や意図を強調するため、条例の一部を構成する前文において、背景や課題について記載することとしました。 また、第1条の目的規定については、他の法律や条例の規定の方法に鑑み、書きぶりについて検討したものです。 加えて、理念条例のため、具体的な記載は行わないところですが、ご指摘の趣旨を踏まえ、第1条に以下の文言を記載することで、変革を行う目的をより分かりやすくなるよう修正します。 第1条 この条例は、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、吉野町におけるデジタル化の推進に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民の役割を明らかにするとともに、デジタル化の推進に関する基本原則を定めることにより、 <u>デジタル化の推進によって吉野町を活性化し、</u> 持続可能な地域社会への変革を行うことを目的とします。

3	全体	6月議会の委員会で、担当参事より、デジタル化推進の2つの目的について説明がありました。 * 町民の利便性の向上 * 自治体職員の業務の効率化 このことに、反対は申しませんが、条例の目的とする「持続可能な地域社会への変革」との間に大きなギャップを感じます。 今ある仕組みや仕事をデジタル化（コンピューター化）するだけではなく、吉野町そのモノがデジタル化を機会に変わる（＝条例の目的と同じ）くらいの取組を期待します。 * 日本のトップランナーを目指してください。	この条例に謡う「変革」は、ご指摘の通り、単なるICT機器の導入にとどまらず、ICTの浸透が人々の生活をより良い方向に変化させることを想定しています。 そのうえで、「変革」とは、日本のトップランナーとなるような大きな取組から、日常の小さな不便を解消する取組まで様々あると考えられますが、デジタル化はあくまで手段であるということに留意し、吉野町の課題を解決するため、適切な形でデジタル技術を活用することを検討し、取組を進めてまいります。
---	----	---	--